

第九章を第五章とする。
附則第二条から第五条までを次のように改める。

第一条から第五条まで 削除

(厚生労働省関係係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正)

第三十二条 厚生労働省関係係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条を削る。

第四条の二の前の見出し、同条及び第四条の三を削る。

第四条の四各号列記以外の部分中、「児童デイサービス又は障害者デイサービス」を、「生活介護(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第六項に規定する生活介護をいう。以下同じ。若しくは自立訓練(同条第十二項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。又は児童デイサービス(同条第七項に規定する児童デイサービスをいう。以下同じ。が)に、児童デイサービス又は障害者デイサービスを」と、「生活介護若しくは自立訓練又は児童デイサービスを」とに、障害児、身体障害者(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第四条に規定する身体障害者)を、「障害者(同法第四条第一項に規定する障害者)に、知的障害者」を、「障害児(同条第二項に規定する障害児をいう。以下この条において同じ。に、児童デイサービス又は障害者デイサービス」とを、「生活介護若しくは自立訓練又は児童デイサービス」とに、基準該当児童デイサービス事業所又は基準該当障害者デイサービス事業所」を、「基準該当生活介護事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第九十四条に規定する基準該当生活介護の事業を行う事業所をいう。若しくは基準該当自立訓練事業所(同令第百六十三条に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)又は同令第百七十二條に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う事業所をいう。又は基準該当児童デイサービス事業所(同令第百八条第一項に規定する基準該当児童デイサービス事業所をいう。に、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に準用する部分に限る。)を除く。)及び第三章第五節第五款(同令第五十九條第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。)を除く。)及び第三章第五節第五款(同令第百四條(同令第九十五條第二項から第六項まで)を、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(同令第九十五條)を除く。並びに第五章第五節(同令第百六十四條を除く。及び第十條第五節(同令第百七十三條を除く。並びに第五章第五節(同令第百六十一條(同令第百一条第二項から第五項まで)に改め、同条第一号、第二号及び第四号中、「児童デイサービス又は障害者デイサービス」を、「生活介護若しくは自立訓練又は児童デイサービス」に、障害児、身体障害者又は知的障害者」を、「障害者又は障害児」に改め、同条第五号中、「児童デイサービス又は障害者デイサービス」を、「生活介護若しくは自立訓練又は児童デイサービス」に、障害児、身体障害者又は知的障害者」を、「障害者又は障害児」に、知的障害児施設、指定障害者デイサービス事業所及び指定生活介護事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第七十八條第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。指定自立訓練事業所(同令第百五十六條第一項又は第百六十六條第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、知的障害児施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二條に規定する知的障害児施設をいう。に改め、同条を第四條とし、同条に見出しとして(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の特例)を付する。

別表第三の三の項中、「サテライト型障害者施設設置事業」を、「削除」に改め、第三条を削り、同表の四の項中、「入居定員を三人以上七人以下とする指定知的障害者生活援助事業」を、「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」に改める。
(厚生労働省関係係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 法附則第四十條第一項又は第五十八條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第三十五條の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十九條に規定する身体障害者更生施設、同法第三十條に規定する身体障害者療護施設若しくは同法第三十一條に規定する身体障害者授産施設又は法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一條の六に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第二十一條の七に規定する知的障害者授産施設(これらの施設のうち、通所による支援のみを行うものを除く。以下この条において「施設本体」と総称する。)の設置者が当該施設本体の入所者を支援するために設ける施設であつて当該施設本体と一体的に運営するものについては、施行日から法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、当該施設(以下この条において「経過的サテライト型施設」という。)は、施設本体と一体のものとして取り扱うことができる。この場合において、当該施設本体及び経過的サテライト型施設の設備及び人員の配置については、第三十一條の規定による改正前の身体障害者更生援助施設の設備及び運営に関する基準並びに第一條の規定による廃止前の知的障害者授産施設の設備及び運営に関する基準、指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準及び指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準のほか、前条の規定による改正前の厚生労働省関係係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第三条第一項各号及び同条第二項に規定する基準によるものとする。

(独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正)
第三十四條 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十六年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第三号中、「第七條」を、「第七條第一項」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五條第十二項に規定する障害者支援施設

附則第五條第五号中、並びに同法第五十條の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設のうち、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者地域生活支援センター」を削り、同号の次に次の一号を加える。

五の二 障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行うものに限る。)を行う施設

附則第五條第七号を次のように改める。

七 障害者自立支援法第五條第二十一項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十二項に規定する福祉ホーム

附則第五條第十号中八を削り、二を八とし、ホを二とする。

(独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第三十五條 施行日から法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令附則第五條第四号中、「障害者支援施設」とあるのは、「障害者支援施設及び障害者自立支援法附則第四十一條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができる」とされた同項に規定する身体障害者更生援助施設(同法附則第三十五條の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第二十九條に規定する身体障害者更生施設及び同法第三十條に規定する身体障